

変動型最低制限価格に係る変動係数の決定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天理市上下水道局最低制限価格制度要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する変動型最低制限価格に係る変動係数の決定及び事務手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 変動係数の範囲は、別表のとおりとする。

(決定方法)

第3条 変動係数は、応札後、入札書開封前に、くじにより決定するものとする。ただし、天理市建設工事電子入札実施要領第2条第2号に規定する電子入札においては電子入札システムによる電子くじにより決定するものとする。

2 前項に規定するくじ（以下この項において「変動係数決定くじ」という。）を引く者は、入札参加者の中から2名をくじにより選定するものとする。ただし、開札立会人を選定した場合は、開札立会人が変動係数決定くじを引くものとする。

3 変動係数の決定は、くじにより別表中A又はBのいずれかを選択し、選択されたA又はBに対応する別表中1から5までの係数の候補値をくじにより選択するものとする。

4 要綱第5条第4項の規定により再度、入札を行う場合は、当該入札の初回において決定した変動係数により算定した最低制限価格を適用するものとする。

(予定価格調書への記載)

第4条 変動係数の決定後、入札執行者は要綱第3条第1項の規定により変動型最低制限価格を算定し、要綱第4条の規定により予定価格を記載した書面にその価格を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

変動型最低制限価格に係る変動係数候補値

		係数の候補値
A	1	0.892
	2	0.894
	3	0.896
	4	0.898
	5	0.900
B	1	0.891
	2	0.893
	3	0.895
	4	0.897
	5	0.899